

## チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

昭和46年1月25日 公正取引委員会告示第5号

平成21年8月31日 公正取引委員会告示第17号

### (目的)

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、チューインガム業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規約において「チューインガム」とは、ガムベースに必要により糖類、香料等を加えて製造した菓子類をいう。

2 この規約において「事業者」とは、チューインガムを製造し、加工包装し、販売し、又は輸入して販売することを業とする事業者をいう。

3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するチューインガムの取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益は含まない。

(1) 物品及び土地、建物その他の工作物

(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券

(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）

(4) 便益、労務その他の役務

### (景品類提供の制限)

第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲

(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の範囲

2 見本又は試食品を提供する場合は、その旨を表示して提供するものとする。

3 事業者は、チューインガムの販売を業とする者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

### (協議会)

第4条 この規約の目的を達成するため、全国チューインガム業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

3 公正取引協議会は、次の事業を行う。

(1) この規約の内容を周知徹底させること。

(2) この規約についての相談及び指導に関すること。

(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。

(4) この規約の規定に違反する者に対し、措置を講ずること。

(5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。

(6) 関係官公庁との連絡に関すること。

(7) その他、この規約の施行に関すること。

### (違反に対する調査)

第5条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、事件関係人又は参考人から資料の提出、報告又は意見を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

- 3 公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、又は3万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨又は当該行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、その警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要な措置を講ずるよう消費者庁長官に求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、第1項の規定により警告し、又は前項の規定により違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(施行規則)

第7条 公正取引協議会は、この規約の実施並びに公正取引協議会の組織及び運営に関する事項について、規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。